

4 性に関する指導について ここが知りたい！ ～知りたいことから理解を進める～

(1) 現状と学習内容について

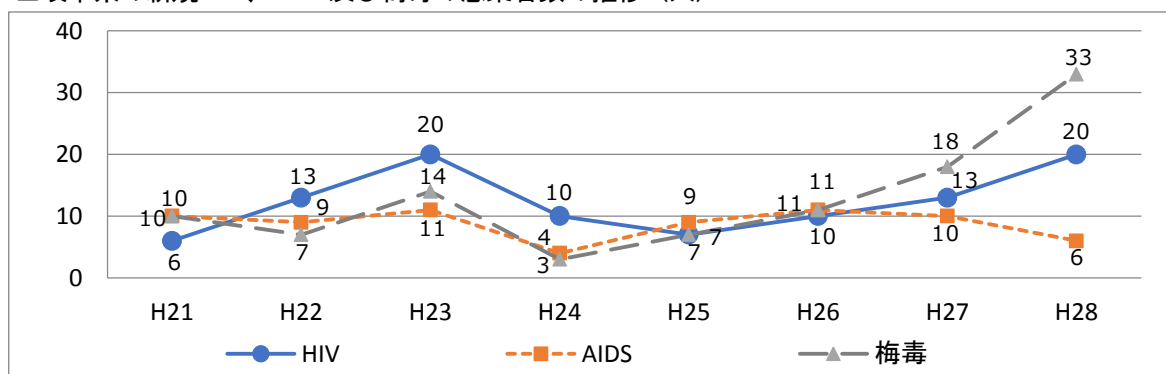
Q1 HIV、エイズ及び性感染症の感染者数は減少していますか。

A 減少傾向にはありません。ここ数年は横ばい傾向にあります。
梅毒など増加傾向の感染症もあります。

この10年間、岐阜県におけるHIVの新規感染者数及びエイズの新規患者数は横ばい傾向が続いています。また、梅毒の感染者数は、平成24年度以降、増加傾向にあります。

性感染症は、主な感染経路がはっきりとしているにもかかわらず、新規感染者数が減少していないのが現状です。

■岐阜県の新規HIV、AIDS及び梅毒の感染者数の推移（人）



(岐阜県感染症発生動向調査)

※岐阜県感染症情報センター（岐阜県HP）

<https://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/kenko/kansensho/kansensyo/data.html>

Q2 エイズ・性感染症の予防に関する指導は、どの段階で指導をするのがよいですか。

A 学習指導要領に基づいて、中・高等学校において適切に指導を行うことが大切です。

エイズ・性感染症を含む感染症については、生涯にわたって適切に予防行動をとることができる力を身に付けていかななくてはなりません。そのため、中・高等学校に位置付いて

いる指導内容を、適切に実施することが大切です。

小学校においては、エイズ・性感染症に関する内容は特筆されていません。特別支援学校においては、小・中・高等学校の学習内容を基本としながら、児童生徒の実態に応じた学習内容に工夫していくことが大切です。

また、以下に示した保健の学習内容と、特別活動等の学習を関連付けながら、指導を行うことで、性に関する指導の充実を図ることもできます。

中学校	
保健	(2)「健康な生活と疾病の予防」 (オ) 感染症の予防 ④エイズ及び性感染症の予防 ・エイズ及び性感染症の増加傾向と青少年の疾病概念や感染経路について理解できるようにする。 ・感染のリスクを軽減する効果的な予防方法を身に付ける必要があることを理解できるようにする。
高等学校	
保健	(1)「現代社会と健康」 (イ) 現代の感染症とその予防 ・エイズ及び性感染症について、その原因、及び予防のための個人の行動選択や社会の対策について理解できるようにする。

Q3 性に関するトラブルとして、どのようなことが起きていますか。

A めいぶ性暴力被害者支援センターには、強制性交等（強姦）や強制わいせつの相談が多く寄せられており、中にはデートDVに関わる相談も寄せられています。

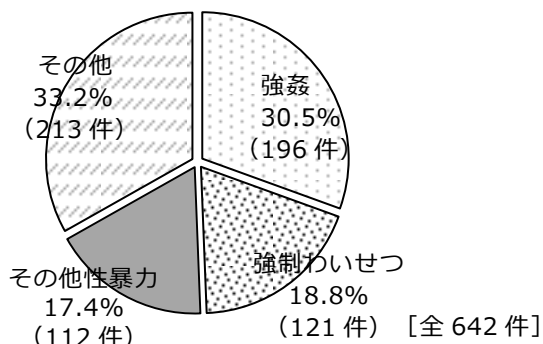
毎年、「めいぶ性暴力被害者支援センター」には、多くの相談が寄せられています。相談内容では、強制性交等（強姦）や強制わいせつなどで、その半数を占めています。また、被害者と加害者の関係が、「知っている人」の割合が70.9%となっており、相談の中には、交際相手からの身体的暴力や精神的暴力、束縛などデートDVに関する内容も寄せられています。

インターネット等の不確かな情報による誤った性の認識のまま行動したり、「付き合っているから性的接触をしてもいい」（ピアプレッシャー）という考え方をしたりするなど、様々なことが原因でこうした上記のような問題が起きています。交際相手はもちろん、互いを尊重し合うことができる豊かな人間関係を構築できるようにしていかなくてはなりません。

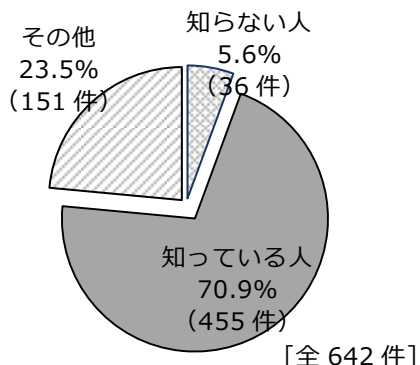
📌 ぎふ性暴力被害者支援センターへの相談内容

ぎふ性暴力被害者支援センターには、平成29年度、累計で642件の相談がありました。最も多い相談内容が強姦196件、次に強制わいせつ121件となっています。

■ぎふ性暴力被害者支援センターへの相談内容別件数



■相談があった被害者と加害者の関係

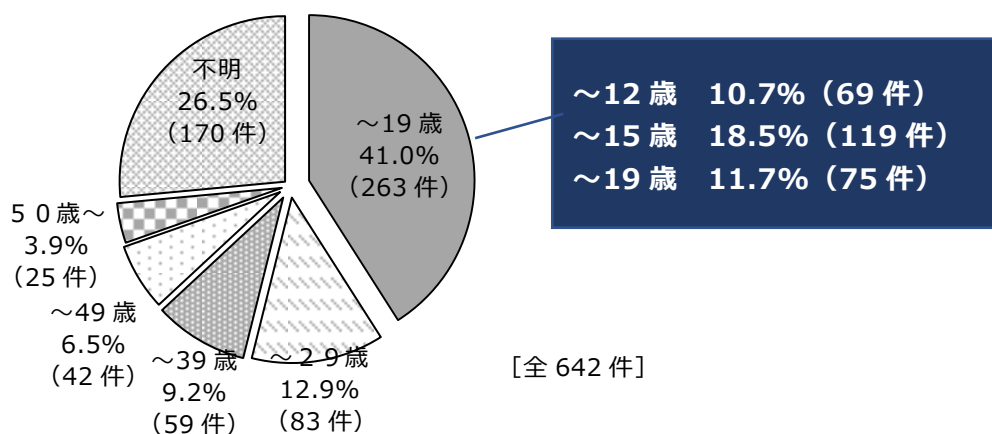


※平成29年の刑法の改正により「強姦罪」は「強制性交等罪」となったが、平成29年度はそのまま「強姦」として公表した。

📌 若者からの相談

また、同センターには、様々な方から相談が寄せられています。昨年度相談があった被害者の年齢をみると、20歳未満からの相談が263件（41%）と最も多くなっています。中でも13歳～15歳からの相談が、119件と特に多くなっています。個人差はあるものの、思春期には異性への関心が高まったり、性衝動が生じたりすることから、様々な問題が起きていることが伺えます。

■ぎふ性暴力被害者支援センターに相談があった被害者の年齢別相談件数



◇ぎふ性暴力被害者支援センターとは

性暴力被害にあったら、被害後、できるだけ早い段階で適切なケアを受けることが重要になります。

ぎふ性暴力被害者支援センターは、性暴力被害に遭われた方のための相談窓口です。

ぎふ性暴力被害者支援センター 24時間ホットラインやさしく

☎ 058-215-8349

Q 4 交際において、互いを尊重し豊かな人間関係を築くことができるようにするために、どのような指導が考えられますか。

A 特別の教科道徳や特別活動等において、取り上げることができます。

特定の相手との交際と関連する指導内容として、各校種の学習指導要領解説に示されている内容をまとめると以下のようになります。

小学校	
特別の教科道徳	B-10 友情、信頼 [第5学年及び第6学年] 友達と互いに信頼し、学び合って友情を深め、異性についても理解しながら、人間関係を深めていくこと。
中学校	
特別活動	学級活動「(2) イ 男女相互の理解と協力」 学級活動「(2) ウ 思春期の不安や悩みの解決、性的な発達への対応」 [主な内容] 思春期の心と体の発育・発達、性情報への対処や性の逸脱行動に関すること 友情と恋愛と結婚 など
特別の教科道徳	B-8 友情、信頼 友情の尊さを理解して心から信頼できる友達をもち、互いに励まし合い、高め合うとともに、異性についての理解を深め、悩みや葛藤も経験しながら人間関係を深めていくこと。
高等学校	
特別活動	ホームルーム活動「(2) イ 男女相互の理解と協力」 ホームルーム活動「(2) エ 青年期の悩みや課題とその解決」 [主な内容] 心身の発達の特徴や発達課題、性に関する情報、男女相互の理解と協力、人間の尊重と男女の平等、男女共同参画社会と自分の生き方 など

特定の相手との交際に関連する指導は、特別活動や道徳の中で、異性についての理解や性に関する逸脱行動などについて関連付けて取り上げることで、豊かな人間関係を築いていくように指導をすることができます。

☞ 教科の体育・保健体育における保健の学習では…

個人差はあるものの、性衝動が生じたり、異性への関心などが高まったりするため、教科の保健の学習において、異性の尊重や性に関する適切な態度や行動の選択が必要となることを理解できるように学習します。

また、教科の学習と特別活動の指導を関連付けることで、より充実した指導につなげることができます。

Q5 情報化が進んでいると言われていますが、どのような現状ですか。

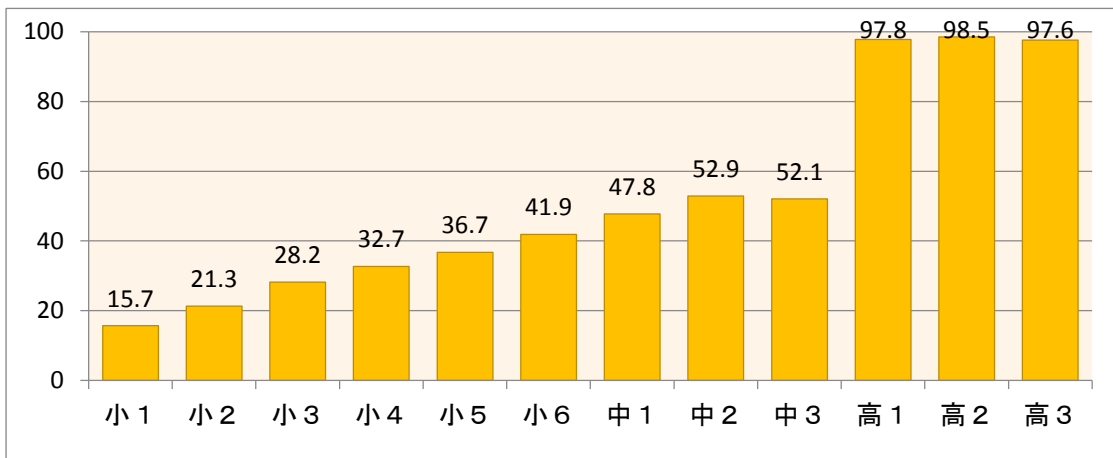
A 携帯電話（スマートフォンを含む）の所持率は、中学校第2学年で50%を超え、高等学校では、ほぼ100%に近い状況です。また、携帯電話の他に、通信型ゲーム等様々なツールが普及し、小学校低学年からインターネットを使用できる状況です。

携帯電話（スマートフォンを含む）を所持している割合は、小学校から学年が上がるにつれて増加傾向にあり、中学校第2学年で50%を超えます。高校生になると所持率は急激に増加し、ほぼ100%になります。

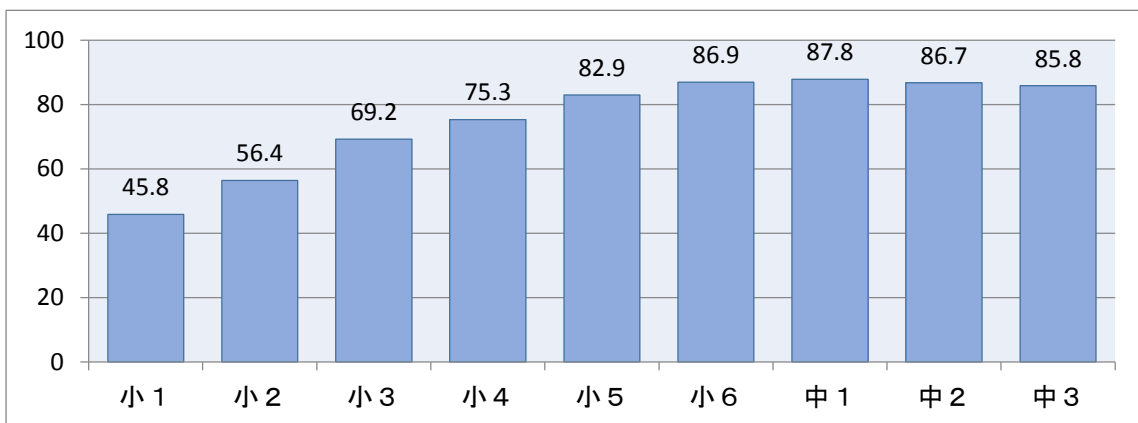
また、通信型ゲームや携帯音楽プレーヤーを持っている児童生徒の割合は、小学校第1学年で45.8%あり、小学校第5学年以降は80%を超えます。携帯型ゲームや携帯音楽プレーヤーもインターネットがつながっており、スマートフォンやタブレット端末を含め様々なツールが普及しています。

現代の子供たちは、小学校低学年からインターネットを使用できる状況です。

■自分の携帯電話（スマートフォンを含む）を持っている児童生徒の割合 (%)



■通信型ゲームや携帯音楽プレーヤーを持っている児童生徒の割合 (%)



(H29 岐阜県教育委員会調査)

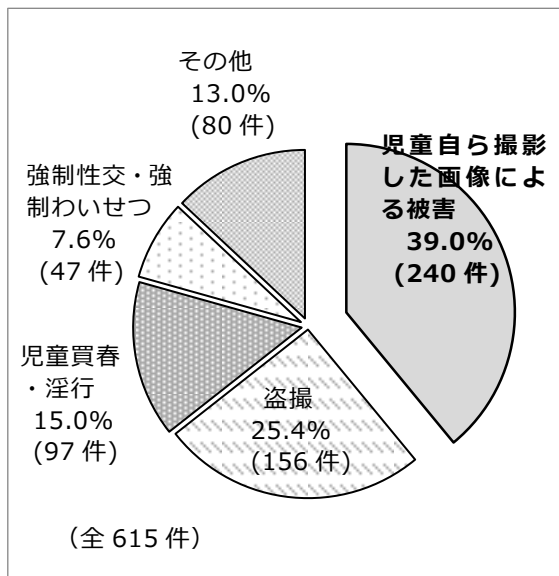
Q6 スマートフォンや携帯電話等の所持により、どのような問題が起きていますか。

A コミュニティーサイト等を通して、児童買春、強制わいせつその他に、自らを撮影した画像を送信したことに伴う問題が起きています。

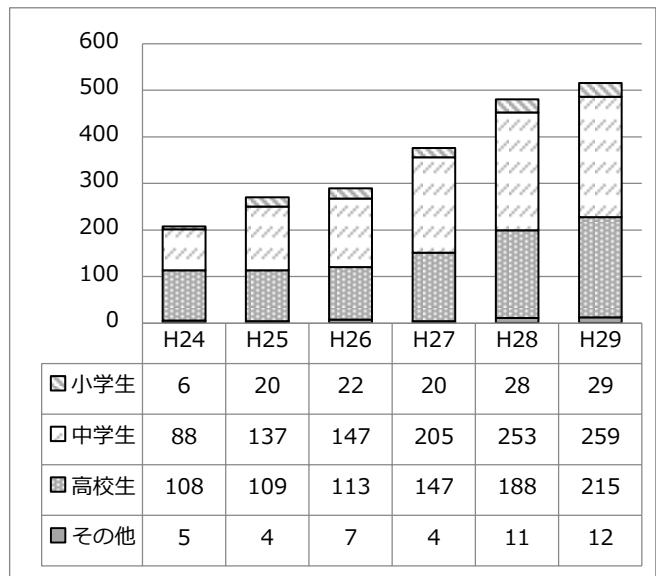
警察庁の統計データによると、平成30年度上期児童ポルノ事件の被害の中でも、自分の体を自らが撮影した画像を送信したことに伴う被害が最も多く、39.0%を占めています(615件中240件)。

また、同被害者の年代をみると、中・高校生が大半ですが、小学生も増加しています。

■平成30年度上期児童ポルノ事件被害児童生徒の被害態様別割合



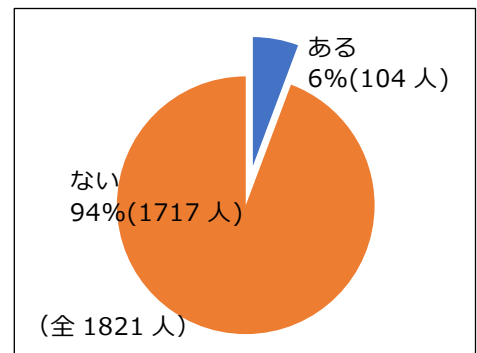
■児童自らを撮影した画像に伴う被害に遭った児童生徒の推移(人)



(警察庁統計データより)

岐阜県内A市のPTA調査では、小・中学校の全体の約6%にあたる104人の児童生徒が、インターネットで知り合った人と会ったことがあると回答しています。ゲームやSNS等を通じて知り合ったことを契機に、画像の要求や児童買春等様々な犯罪につながっていく可能性があります。ネット上の出会いには、細心の注意を払うよう指導が必要です。

■インターネット知り合った人と会ったことがある



(H27 A市PTA調査)

参考URL

- ・インターネットトラブル事例集（平成 29 年度版） 総務省
(http://www.soumu.go.jp/main_content/000506392.pdf)
- ・夏休みを迎える君たちへ ～ネットには危険もいっぱい～ 警察庁・文部科学省
(http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2017/06/27/1386963_1_1.pdf)
- ・警察庁 HP STOP 子供の性被害 ～性被害統計データ～
(https://www.npa.go.jp/safetylife/syonen/no_cp/measures/statistics.html)

Q 7 性情報への対処に関しては、どの段階で取り上げるとよいですか。

A 性情報の対処に関連した内容として、小学校では特別活動に、中・高等学校では、保健の学習や特別活動に位置付けられています。

性情報の対処に関連した内容として、保健の学習では中学校・高等学校に位置付けています。また、特別活動にも位置付けられており、関連付けて指導を行うことが大切です。

小学校	
特別活動	学級活動「(2) ウ 心身ともに健康で安全な生活態度の形成」
中学校	
保健	[第1学年] (2) 「心身の機能の発達と心の健康」 (イ) 生殖に関わる機能の成熟
特別活動	学級活動「(2) ウ 思春期の不安や悩みの解決、性的な発達への対応」
高等学校	
保健	[第1学年] (3) 「生涯を通じる健康」(ア) 生涯の各段階における健康 ⑦ 思春期と健康
特別活動	ホームルーム活動「(2) イ 男女相互の理解と協力」

Q 5、Q 6 にもあるように、性に関する情報の入手が容易になっています。学習指導要領に示されているように、小学校段階から、保健の学習をはじめとした教科の学習と特別活動との関連を図り、必要な情報を児童生徒が自ら収集し、よりよく判断する力を育むことが大切です。

また、中学校技術・家庭科「D 情報の技術」と関連付け、性に関する指導の視点を加えて指導することもできます。その際は、情報教育担当や技術・家庭科の教科担任等と連携を図ることが大切です。

Q 8 性に違和感をもっている児童生徒がいると聞きます。日常生活の中で、どのようなことに配慮したらよいですか。

A 自分の学校にも性に関する不安や悩みを抱える児童生徒がいるという意識を持ち、相談しやすい環境を整えていくことなどの配慮が必要です。

いかなる理由でも、いじめや差別を許さない適切な生徒指導・人権教育等を推進することが、性の違和感について悩みや不安を抱えている児童生徒に対する支援の土台になります。軽蔑的な言葉はもちろん、「男のくせに」「女のくせに」といった言葉が投げかけられることは、性同一性障がいに係る児童生徒はもちろん性的マイノリティとされる児童生徒の自尊感情を傷つけることにつながっていきます。

また、こうした児童生徒が、自身の状況を秘匿しておきたい場合があることを踏まえ、学校は日頃より児童生徒が相談しやすい環境を整えることが望まれます。そのために、教職員自身が性同一性障がいはもちろん、性的マイノリティ全般について心無い言動を慎むようにするとともに、性同一性障がいを理由としている可能性を考慮し、服装や髪型について一方的に否定したり揶揄したりしないこと等も大切です。

「性」に違和感をもつ児童生徒を把握するための調査は必要ありません

性同一性障がいに限らず性的マイノリティ全般に関わって、児童生徒の実態を把握しようと積極的に調査や確認をする必要はありません。上記のようにそうした児童生徒は、自身の状態を秘匿にしたい場合があったり、一方的な調査や確認により、自身の尊厳を侵害されている印象をもったりするおそれもあります。

そのため、児童生徒からの申し出が無い状況で具体的な調査を行う必要はありません。

Q 9 「自分の性に違和感をもっている」と相談を受けた場合、どのように対応することが大切ですか。

A 当該児童生徒や保護者の心情に配慮し、組織的な対応を行うことが大切です。

児童生徒から相談を受けた場合は、相談を受けた者、管理職、担任、養護教諭、学校医、スクールカウンセラー等の「サポートチーム」や校外の医療従事者等に識見を求める「ケース会議」等を開催しながら、当該児童生徒や保護者の心情に寄り添った対応を進める必

要があります。

性同一性障がいへの支援には、服装や髪型、トイレ等以下のような例が挙げられますが、当該児童生徒が有する違和感の強弱等に応じ求める支援は様々です。また、違和感は、成長に従い変動があり得るものとされています。学校として先入観を持ったり、画一的な支援を行ったりするのではなく、その時々児童生徒の状況等に応じた適切な支援を、本人や家族とともに進める必要があります。

■支援の具体例

項目	学校における支援の事例
服装	自認する性別の制服・衣服や、体操着の着用を認める
髪型	標準より長い髪型を一定の範囲で認める(戸籍上男性)
更衣室	保健室・多目的トイレの利用を認める
トイレ	職員トイレ・多目的トイレの利用を認める
呼称の工夫	校内文書(通知表を含む)を児童生徒が希望する呼称で記す 自認する性別として名簿上扱う
授業	体育又は保健体育において別メニューを設定する
水泳	上半身が隠れる水着の着用を認める
運動部の活動	自認する性別に係る活動への参加を認める
修学旅行等	一人部屋の使用を認める 入浴時間をずらす

◇岐阜県男女共同参画・女性の活躍支援センター 電話相談

【一般電話相談】月～木曜日、第1・3土曜日 9:00～12:00 13:00～17:00
人間関係、DV、ハラスメントなどの悩みを相談員がお聞きします。

【LGBT 専門電話相談】第3金曜日 17:00～20:00

性的指向や性自認等を理由として困難な状況に置かれている方やその支援をしている方の相談を専門相談員がお聞きします

電話番号：058-278-0858

Q10 「SOGI」という言葉を聞きます。どのような意味ですか。

A 「SOGI」は、「Sexual Orientation (性的指向)」と「Gender Identity (性自認)」の英語の頭文字をとった表現です。

「性的指向」とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念を言います。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛（ヘテロセクシャル）、同性に向かう同性愛（ホモセクシャル）、男女両方に向かう両性愛（バイセクシャル）を指します。

「性自認」とは、自分の性をどのように認識しているか、どのような性のアイデンティティー（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念です。

他にも、「LGBT」という言葉が、性的マイノリティを表す言葉の一つとして使われることもあります。

性的指向や性自認の学校教育での取扱いについて

他者の痛みや感情を共感的に受容できる想像力等を育む人権教育等の一環として、性自認や性的指向について取り上げることも考えられますが、その場合、特に義務教育段階における児童生徒の発達段階を踏まえた影響等についての慎重な配慮を含め、性に関する教育の基本的な考え方や教育の中立性の確保に十分な注意を払い、指導の目的や内容、取扱いの方法等を適切なものとしていくことが必要です。

【参考】

「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施について（教職員向け）」文部科学省

(http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/04/_icsFiles/afieldfile/2016/04/01/1369211_01.pdf)

(2) 指導にあたって

Q11 性に関する指導について、発達の段階を踏まえた指導の留意点を教えてください。

A 学習指導要領に示された内容を、指導すべき時期に適切に指導することが大切です。

発達の段階を踏まえるとは、学習指導要領に示された指導すべき内容を、指導すべき時期に適切に指導するということです。そのために、集団指導において、児童生徒の発達の段階を踏まえた指導ができるように、児童生徒の実態を把握したり、発問や教材を工夫したりすることが大切です。

また、児童生徒の心身の発達には個人差があることから、全てを集団指導で教えるのではなく、集団指導で教えるべき内容と個別指導で教えるべき内容を明確にし、それらに関連させて指導することが重要です。

☞ 指導にあたって配慮すること

学習指導要領解説体育編、保健体育編、特別活動編には、性に関する指導について配慮事項が示されており、次の点に配慮することが大切です。

- 児童生徒の発達の段階を踏まえること
- 学校全体で共通理解を図ること
- 家庭と連携し、保護者の理解を得ること
- 集団指導と個別指導の内容を整理し、計画性をもって指導すること

Q12 体育・保健体育の「保健」と特別活動の学級活動・ホームルーム活動における「保健に関する指導」には、どのような違いがありますか。

A 保健の学習は、定められた内容を定められた時期に実施しますが、特別活動等における保健に関する指導は、学校や地域の実態に即した内容を、教科との関連を図りながら指導します。

教科の学習も学級活動・ホームルーム活動のどちらも健康の保持増進を目指した自己の生活様式や行動様式の変容・実践を求めています。その役割が異なります。教科の保健の学習と学級活動・ホームルーム活動における保健に関する指導は、次のように整理することができます。

【保健】（体育・保健体育）

- ・知識の習得を重視した上で、知識を活用する学習活動を積極的に仕組み、思考力、判断力を育成する。
- ・学習指導要領に定められた内容を、定められた時期に適切に指導する。

【学級活動・ホームルーム活動】（特別活動）

- ・実践的な活動を通して、各教科で学んだことや育成した資質や能力を、社会生活で生きて働く汎用的な力にする。
- ・体験的な学習や自主的・実践的な集団活動を重視すること、自己の生き方について考えを深めることを特徴とする。
- ・地域や学校の実態に応じた課題を設定し、教科との関連を図りながら指導する。

	保健	学級活動・ホームルーム活動
資質能力	<ul style="list-style-type: none">・健康安全についての理解と基本的な技能・自他の健康課題を発見し、解決に向けた思考力判断力・心身の健康の保持増進のための明るく豊かな態度	<ul style="list-style-type: none">・集団活動の意義や活動を行う上で必要なことの理解及び行動の仕方・課題を解決するための合意形成や意思決定・より良い社会生活や人間関係の形成と自己実現を図ろうとする態度
内容	<ul style="list-style-type: none">・学習指導要領に示された内容	<ul style="list-style-type: none">・地域や学校が当面する健康の問題について、各学校が児童生徒の発達の段階に即して設定
進め方	<ul style="list-style-type: none">・教科の指導として計画的に実施	<ul style="list-style-type: none">・特別活動の学級活動（ホームルーム活動）、学校行事を中心に、集団や個別を対象に計画的・継続的に実施
特徴	<ul style="list-style-type: none">・学習指導要領で指導内容や指導学年、指導時間を設定	<ul style="list-style-type: none">・指導計画は各学校の課題や実態に即して作成

👉 学習指導要領に基づいた指導が大切です

各校種における学習内容については、学習指導要領に示された内容に基づいて実施することが大切です。

中学校学習指導要領には、保健分野の「内容の取扱い」の中で「妊娠や出産が可能となるような成熟が始まるという観点から、受精・妊娠を取り扱うものとし、妊娠の経過は取り扱わないものとする」と示されています。

高等学校指導要領解説保健体育編には、「生涯を通じる健康」の「結婚生活と健康」において、「受精、妊娠、出産とそれに伴う健康課題」や「家族計画の意義や人工妊娠中絶の心身への影響」について理解できるようにすると示されています。

教科の学習はもちろん、学級活動やホームルーム活動等において、逸脱した内容にならないよう留意する必要があります。

Q13 性に関する実態把握をするための調査を行いたいのですが、留意することはありますか。

A 調査の目的を明確にし、方法や内容を吟味した上で、保護者の理解のもと行うとともに、本人や保護者のプライバシーに十分配慮する必要があります。

性に関する指導を行うにあたっては、児童生徒の実態を把握した上で指導にあたらなければなりません。そのために、アンケート調査等による実態把握については、慎重に取り扱い、保護者の理解を得た上で、本人や保護者のプライバシーについて、十分配慮して実施する必要があります。具体例として、PTA懇談会や保護者便りで話題にすることで現状を伝え、保護者に課題意識をもってもらったり、学校保健安全委員会等で議題に挙げ、PTAと連携して調査を実施したりすることが挙げられます。

アンケートで把握する実態とは・・・

性に関する実態は、大きく分けて2つあります。一つは、「見える実態」としての「性行動」の状況があります。これは具体的な「行動」や「行為」としてとらえることができるものです。もう一つは、「見えない実態」としての「意識」や「知識」の状況があります。これは、「性行動」につながる内的な要因として、把握する必要があります。

この2つの側面から実態を把握することで、問題や課題に応じた指導内容や指導方法が明確になり、児童生徒の内面をとらえた指導も可能になります。

但し、性に関する指導については、個々の発達の段階や状況の差異が大きいことから、個別指導が必要な場合が多くあります。その場合は、実態の背景にある友人関係や地域の状況、家庭環境や保護者の意識等をとらえるとともに、児童生徒の心の健康（心のつながりや安定等）の状況を把握し、指導の方向性を総合的に判断する必要があります。

Q14 児童生徒の実態の差が大きいです、どのように指導をすればよいですか。

A 集団指導と個別指導を行う内容を明確にし、全教職員の共通理解のもと計画的に指導にあたる必要があります。

思春期の心と体の発達や性については、個々の生徒の発達の段階や置かれた状況の差異が大きいために、各教科や特別活動の集団指導のみでは、個々の差異や課題への対応が不十分な場合があります。その際は、個別指導や個別相談により、具体的な内容での指導が必要となります。

児童生徒の実態をとらえながら、集団指導すべき内容は何か、個別指導すべき内容は何かをあらかじめ明確にしておき、学校全体で共通理解を図って指導をすることが必要です。

📌 個別指導で配慮すること・・・

個別指導や個別相談の内容については、学級担任・養護教諭・生徒指導主事・管理職等で情報共有し、共通理解のもと指導を進めることが大切です。また、必要に応じて学校は関係機関とも連携を図ることができるよう、準備しておくことも大切です。

【個別指導で行う内容】

- ・ 集団の指導では十分でない点について、深化、補充を図るとともに個別化を図るための指導
- ・ 性に関する悩みがある児童生徒を対象として、問題行動の早期発見や予防をねらいとする予防的な指導
- ・ 性の問題行動を行った児童生徒や性的な被害を受けた児童生徒に対して、その立ち直りを支援する指導

Q15 外部講師を活用したいと考えますが、どのようなことに留意するとよいですか。

A 学校が主体となり、授業のねらいや指導過程を明確にして、講師を選定することが大切です。また、講師との打ち合わせを十分に行うことが大切です。

性に関する指導を進めるにあたって、授業や講演会等において、外部講師を活用することで、効果的な指導につなげることができます。外部講師の活用にあたっては、次のことが大切になります。

【外部講師の選定】

- 学校が主体となり、ねらいや内容を明確にする。
- ねらいの達成にふさわしい講師を選定する。(学校医、産婦人科医、助産師、大学教授等)
- 外部講師に依頼をする際に「ねらい」を十分に伝え、講師の専門性と授業の内容が合致するようにする。

【授業に向けて】

- 事前の打合せを行い、指導内容、指導方法について調整を図る。
(役割分担、準備するもの)
- 講師が準備した資料やプレゼンテーションについては、内容が児童生徒の発達の段階にふさわしいものがどうか確認する。
- 授業をする担当教員だけでなく、全教職員の理解のもと行うようにする。

【より効果的な指導に向けて】

- 保護者へ啓発活動を行い、理解を得るとともに、家庭との連携を図る。
- 授業で終わるのではなく、その後の児童生徒の相談等、継続的に講師と連携を図ることができるような関係づくりを行う。

Q16 特別支援学校や特別支援学級の指導において配慮すべきことはありますか。

A 性に関する指導の目標は、特別支援学校や特別支援学級でも変わりません。指導にあたって、指導内容を変更したり、個別指導を増やしたりするなど、児童生徒の実態に応じた支援が必要です。

障がいの有無に関わらず、性に関する指導の目標や指導内容は、基本的には変わりません。障がいによる困難を克服し、共に生きる社会の一員としての自覚を高め、社会的自立を促すことが大切です。

指導にあたっては、障がいの状態や特性、学校の実態に即して、各教科や特別活動、総合的な学習の時間、自立活動等の日常活動の中にも性に関する指導を組み入れ、個に応じた課題を達成できるよう指導する必要があります。また、ICTを活用するなど、児童生徒の実態に応じた支援の工夫が必要です。